

宝塚市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市域の脱炭素化を推進し、地球温暖化防止を図ることを目的とし、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを導入する者に対し予算の範囲内で助成金を交付することについて、補助金等の取扱いに関する規則（平成元年規則第19号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」とは、BELS（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づく第三者認証をいう。以下同じ。）において、次に掲げる性能を有する住宅の評価及び認証を受け、かつ、当該評価通りに施工した住宅をいう。

- (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）で定める建築物エネルギー消費性能基準に適合し、かつ外皮平均熱貫流率が $0.6\text{ W/m}^2\cdot\text{K}$ 以下であること。
- (2) 再生可能エネルギーを除いた基準一次エネルギー消費量削減率が20%以上であること。
- (3) 再生可能エネルギーを導入していること。
- (4) 再生可能エネルギーを加えた基準一次エネルギー消費量削減率が100%以上であること。

(助成金の対象者)

第3条 助成金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 宝塚市内に住所登録を有する者
- (2) 市内にネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを新築し、若しくは購入し、又は既存住宅をネット・ゼロ・エネルギー・ハウスに改修することにより導入し、かつ、当該ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの引渡を令和5年4月1日から同年5月21日までの期間に受けた者
- (3) 税を滞納していない者

(助成金の対象住宅)

第4条 助成金の対象となる住宅は、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスとする。ただし、既に市が交付を実施している助成金の対象となった住宅を除く。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、1件当たり20万円とする。

(助成金の交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宝塚市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 導入費に係る領収関係の写し（領収書及び内訳明細書）
- (2) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを導入した住宅の全景写真
- (3) 申請者の住民登録を確認できる書類（運転免許証、健康保険証、住民票などの写し）
- (4) BELS 評価書の写し
- (5) 施工証明書
- (6) 売買契約書写し（建売のみ）
- (7) 暴力団排除に関する誓約書（様式第 2 号）
- (8) 引渡証明書

2 助成金の交付の申請（以下「交付申請」という。）は、令和 5 年 9 月 1 日から同年 10 月 13 日までに行わなければならない。

（助成金の交付の決定）

第 7 条 交付申請は、15 件を上限として、その内容を審査する。この場合において、当該上限を超える交付申請があったときは、抽選を行うものとする。

2 市長は、交付申請の内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、宝塚市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入支援助成金交付決定通知書（様式第 3 号）又は宝塚市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入支援助成金不交付決定通知書（様式第 4 号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

3 市長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

（助成金の交付の辞退）

第 8 条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、助成金の交付を辞退する場合、宝塚市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入助成金交付辞退届（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

（権利譲渡の禁止）

第 9 条 交付決定者は、助成金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（現地調査）

第 10 条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて現地調査を行うことができる。

（助成金の請求及び交付）

第 11 条 交付決定者は、助成金の交付決定後、速やかに宝塚市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入支援助成金交付請求書（様式第 6 号）を提出し、市長は、これに基づき助成金を交付するものとする。

2 交付決定者は、助成金の請求を令和 6 年 3 月 31 日までに行うものとする。

（処分の制限）

第 12 条 交付決定者は、当該助成金により取得した住宅について、助成金を受領した日から 5 年以内に廃棄、貸与、売却等をしてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、止むを得ない理由により、当該ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの廃棄、貸与、若しくは売却等を行ったときは、財産処分届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

（1） 助成金の交付の条件に違反したとき。

（2） 虚偽その他不正の行為により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

（3） この要綱又は宝塚市補助金等の取扱いに関する規則に違反したとき。

（4） 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、宝塚市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入支援助成金交付決定取消通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知する。

（助成金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（協力）

第15条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて当該住宅のエネルギー使用量の提供や市が行う地球温暖化対策の啓発その他の協力を求めることができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに申請のあった助成金については、同日後もなおその効力を有する。